

議案第三十六号

芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区区域見直しについて

令和六年三月二十五日

港区教育委員会

令和6年3月25日
教育委員会議案資料 No. 1

芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域見直しについて

審議内容

芝浜小学校通学区域の児童数増加に伴い、芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域を見直します。

1 現在の通学区域の決定経緯

芝浜小学校の令和4年4月開校に向け、令和元年度、(仮称)芝浦第二小学校検討委員会で保護者や地域の代表者等の意見を聞き検討し、開校時点の各学校の就学予定年齢児童の居住分布等を考慮して決定しました。

【通学区域設定の主な要点】

- ・ 通学距離と各学校の規模を考慮し、広い道路や運河等、分かりやすい箇所を区域を分けた。
- ・ 特に人口の集中する芝浦アイランドの地域については、人口規模や各住宅の立地を考慮し、児童数の多い4棟の高層住宅のうち、北側の3棟を芝浜小学校の通学区域とし、南側の1棟を芝浦小学校の通学区域とした。



2 現状と課題

芝浦地域について、芝浜小学校の児童数の増加が大きく、芝浦小学校と芝浜小学校の1年生児童数が逆転する状況が生じています。芝浜小学校は、24学級分の普通教室を備えますが、このまま児童数の増加が続くと、教室不足に陥ることが想定されます。

【芝浦小学校と芝浜小学校の児童数・学級数（令和5年4月）】

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
芝浦小	児童数	132人	155人	175人	139人	148人	173人	922人
	学級数	4学級	5学級	5学級	4学級	4学級	5学級	27学級
芝浜小	児童数	145人	127人	91人	57人	62人	38人	520人
	学級数	5学級	4学級	3学級	2学級	2学級	1学級	17学級
計	児童数	277人	282人	266人	196人	210人	211人	1,442人
	学級数	9学級	9学級	8学級	6学級	6学級	6学級	44学級

3 現在の通学区域決定後の主な変化等

(1) 学級編制の基準の改正

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準の一部を改正する法律が令和3年度から施行され、それまで40人で1学級としていた2年生から6年生までについて、令和7年度までに低学年から段階的に35人1学級へ移行することとなりました。このことにより、児童数に対して編制する学級数が増え、その分の普通教室が追加で必要となっています。

(2) 居住人口割合の変化

現在の通学区域の決定に当たっては、芝浜小学校の開校時点（令和4年度）の児童数を考慮し、通学区域決定当時（令和元年度）の3～5歳児及び小学校1年生～3年生児童の居住割合（芝浦：芝浜＝56.1%：43.9%）を参考としました。

しかしながら、開校後の状況を見ると、芝浜小学校区域の居住割合が徐々に増加する状況となっており、今後入学してくる現在の0歳児～5歳児についても、同様の傾向が見られます（別紙参照）。

4 今後の児童数・学級数の予測

港区人口推計（令和5年3月）によると、区全体の就学年齢児童は、今後若干減少した後、再び増加に転じる推計となっていますが、芝浦地域では、現在の小学校入学前児童の人口を見ると、一定水準の人数を維持した後に増加していくものと見込んでいます。

現在の通学区域を変更しない場合、現在の小学校入学前児童の居住割合を考慮すると、芝浜小学校の学級数は、将来的に30学級を超える一方、芝浦小学校の学級数は、30学級には達しない見込みです。

<各学校の教室数>

芝浦小学校：38教室

芝浜小学校：通常24教室、多目的室の転用で最大27教室

5 通学区域の見直し内容

芝浦地域の児童を芝浦小学校と芝浜小学校の両校で受け入れていくため、普通教室数に比較的余裕のある芝浦小学校の通学区域を拡大し、芝浜小学校の通学区域を縮小する見直しを行います。

具体的には、通学距離や居住割合、各学校の規模を考慮し、現在、通学区域が分割されている芝浦四丁目の芝浦アイランド地域について、全て芝浦小学校の通学区域とする見直しを行い、令和7年度入学者から適用します。

<見直し後の通学区域>

芝浦4丁目20番～22番を芝浜小学校区域から芝浦小学校区域へ変更

○芝浜小学校の通学区域

芝浦1丁目（6番～16番）、芝浦2丁目、芝浦3丁目、海岸3丁目（1番～3番、14番～19番、22番～30番）

○芝浦小学校の通学区域

芝浦4丁目、海岸3丁目（4番～13番、20番・21番、31番～33番）

(現在の通学区域)



(見直し後の通学区域)



6 通学区域見直しに伴う経過措置

(1) 芝浜小学校入学希望への対応

- ア 見直し区域に居住し、見直し以前から兄・姉が芝浜小学校に在籍している児童については、芝浜小学校への入学を希望する場合、受け入れることとします。
- イ 見直し区域に居住する上記「ア」以外の児童について、見直しの初年度となる令和7年度入学者は、芝浜小学校への入学を希望する場合、受け入れることとします。
- ウ 見直し区域に居住する上記「ア」以外の児童について、令和8年度及び令和9年度入学者は、芝浜小学校を希望する場合、抽選になった場合の抽選順位を優先します。

(2) 芝小学校入学希望への対応

見直し区域に居住する児童については、芝小学校が通学区域の隣接する学校ではなくなり、学校選択希望制による選択可能校から外れますが、見直し後の3年間（令和7年度入学から令和9年度入学）までは、芝小学校の選択希望を可能とします。

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月下旬	区民文教常任委員会報告
5月	保護者等周知
7月	教育委員会（通学区域規則改正審議）
10月上旬	学校選択希望票の発送

○居住人口割合の変化について

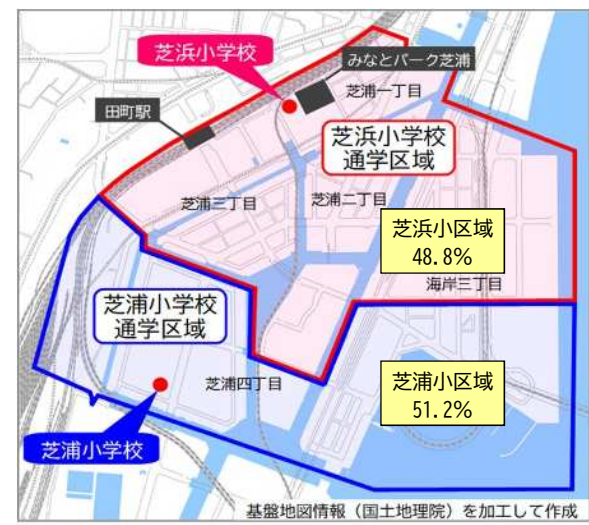
通学区域決定当時（R1年度）に見込んだ開校時点の小1～6年生年代の居住割合



開校時点（R4.4）の小1～6年生年代の居住割合



令和5年度（R5.4）の小1～6年生年代の居住割合



令和5年度（R5.4）の未就学児の居住割合

